

剣道級位審査規定

世田谷区剣道連盟

(総 則)

第 1 条 級位は、全てこの規定の定めるところにより、本連盟の会長がこれを授与する。

第 2 条 級位は、5 級から 1 級までの 5 階級制とし、剣道に関する総合的实力に応じて与えられる。

(資 格)

第 3 条 級位を受審する者は次の資格を有しなければならない。

- (1) 本連盟の所属会員であること。
- (2) 次の年限を経過し、かつ学年の条件に合うこと。

受 審 級 位	修 行 年 限	学 年
5 級		小学校 2 年生以上
4 級	5 級受有後半年以上	小学校 2 年生以上
3 級	4 級受有後半年以上	小学校 4 年生以上
2 級	3 級受有後半年以上	小学校 4 年生以上
1 級		小学校 6 年生以上

(審 査 方 法)

第 4 条 5 級及び 4 級は、「実技」により審査する。

3 級から 1 級の審査は、東剣連の級位審査規定および実施要領による。

3 級は、「実技」及び「木刀による剣道基本技稽古法基本 1 から基本 4 まで」

2 級は、「実技」及び「木刀による剣道基本技稽古法基本 1 から基本 6 まで」

1 級は、「実技」及び「木刀による剣道基本技稽古法基本 1 から基本 9 まで」
により審査する。

審査会は、会長の委託した錬士六段以上で 6 9 歳以下の審査員 5 名をもって構成

し、3 名以上の同意により合格とする。但し、1 名は東剣連登録審査員とする。

第 5 条 本連盟会長は、級位受有者にして級位の権威を辱しめるごとき行為があると認めるときは、常任理事会にはかって、その級位の返上を命じ、またはち奪することがある。

(手 数 料)

第 6 条 級位を受審に伴う審査料および合格に伴う登録料については、別に定める。

(付 則) 本規定は、

1. 昭和 5 0 年 4 月 1 日より施行する。
2. 昭和 6 2 年 4 月 1 日 改正施行。
3. 昭和 6 3 年 1 0 月 1 日 改正施行。
4. 平成 2 1 年 1 0 月 1 日 改正施行。
5. 平成 2 4 年 4 月 1 日 改正施行。
6. 令和 3 年 8 月 2 3 日 改正施行。